

島根県物産観光館の出品申請の手引き

島根県物産観光館へ島根県産品の出品を希望する事業者の方は、次の事項を確認の上、出品申請の手続きをおこなってください。

1. 出品商品

(1) 次の項目全てを満たす商品であること。

①島根県産品であること

島根県産品とは

ア. 県内で生産又は採取された産品

イ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

ウ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品

エ. 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

②食品の場合は、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合しているもの。

(2) その他、しまねブランド推進課長が認めるもの。

2. 出品資格

(1) 島根県内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体で、産品の製造販売実績を有する者

(2) その他、1に掲げる産品を出品しようとする者でしまねブランド推進課長が認める者

3. 産品の陳列方法及び出品申請の方法

陳列場所	産品陳列棚		食品イベントコーナー又は 工芸イベントコーナー
	食品	食品以外	全ての産品
陳列方法	POP等により産品紹介をする		出品者自ら 産品紹介をする
出品申請に必要な提出物	①「島根県物産観光館出品申請書」（別記様式） ②産品見本及び資料 ※その他、必要に応じて「残留農薬検査報告書」「安全証明書」等の提出を求める場合がある	①「島根県物産観光館出品申請書」（別記様式） ②産品見本又は写真及び資料	①「食品イベントコーナー出展申込書」（別記様式）または「工芸イベントコーナー出展申込書」（別記様式） ②企画内容の分かる資料 ※利用日の希望にそえないこともあるので、事前に確認すること
陳列期間	原則3ヶ月程度	原則6ヶ月程度	2日～1週間

その他	3ヶ月経過後、販売動向や消費者ニーズ等を取りまとめて出品者に報告し、その後の展示期間について協議させていただきます(最長1年間)	6ヶ月経過後、その後の展示期間について協議させていただきます(最長1年間)	出品者が来館者から消費者ニーズ等を情報収集する
-----	--	---------------------------------------	-------------------------

4. 販売及び代金の精算

(一財) 島根県物産協会の規定による)

陳列場所	商品陳列棚		食品バウトコーナー又は 工芸バウトコーナー
対象商品	食 品	食品以外	全ての商品
販売形態	消化仕入		
手数料	販売額の25%		販売額の20%~25% (協議の上、決定)
精算方法	商品の売上精算は、月末締め翌月20日に、販売手数料・振込手数料を差し引き、指定の銀行口座に振り込むものとする。 なお、20日が銀行営業日外にあたる場合は、銀行の翌営業日とする。		

5. 商品取扱決定までの流れ

① (一財) 島根県物産協会において、以下の内容について審査を行います。

【審査内容】

- 申請された商品が出品条件を満たしているか
- 出品申請した事業者が出品資格を満たしているか
- 食品表示の内容について、保健所等の専門機関に相談・照会を行っているか
- その他(商品価格、売り場の状況 等)

② (一財) 島根県物産協会から申請者に審査結果(出品の可否)を連絡します。

③ 採用となった商品について、(一財) 島根県物産協会と販売条件や精算方法の確認を行います。

④ 商品の納品後、展示・販売(テスト販売)が開始されます。

6. 問い合わせ先

◆島根県物産観光館 (一財) 島根県物産協会)

〒690-0887 島根県松江市殿町191番地

TEL:0852-22-5758 FAX:0852-25-6785

◆島根県しまねブランド推進課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-6397 FAX:0852-22-6859